

別添

令和8年度原子力防災車両（移動式ホールボディカウンタ車）に係る運行業務仕様書

1 目的

原子力防災車両（移動式ホールボディカウンタ車）について、平時及び原子力緊急時における運行業務（以下「本業務」という。）を行う。

2 対象車両及び業務期間

(1) 対象車両

対象車両は、次のとおりとする。

| 管理番号 | W-02 | 車両登録番号 | 鳥取800は830 |
|-------|--|--------|-----------|
| 車両の名称 | 移動式ホールボディカウンタ車 | 車種 | 日野プロフィア |
| 概要 | [寸法等] 長さ : 1,068 c m 幅 : 249 c m 高さ : 377 c m 車両総重量 : 20,980 k g 初度登録年月 : 平成 30 年 2 月 (自動車検査証の有効期間満了時期 : 令和 10 年 2 月 2 日) 走行距離 : 6,017 k m (令和 7 年 1 2 月末時点) [搭載機器] 体表面モニター ホールボディカウンタ 【取得額】 117,720,000 円 (搭載機器を含む) | | |

(2) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

本業務の業務内容について以下に示す。詳細は参考資料を参照のこと。

(1) 車両運行

月1回1時間程度走行し、車両に異常が無いことを確認すること。なお、車両の維持管理は別途委託しており、その事業者が実施する車両点検後に運行を実施し、運行毎に運行記録（任意様式）を記載し、報告書に添付すること。走行中に異常が認められた場合には、発注者に報告し、指示を受けること。

移動式ホールボディカウンタ車は、鳥取県内（鳥取市を予定）に保管しており、車庫入れ及び車庫出し等について十分注意すること。

(2) 緊急時等運行

ア 緊急時運行

原子力施設の緊急時には、車両保管場所から発注者の指示する場所まで、迅速な車両運行を行うこと。その際、(1)の車両運行と同様の運行記録を報告書に添付すること。

費用の請求に当たっては、出動費は1回あたりの費用とし、運行費及び待機費は10分単位（10分未満については切り捨てる。）で請求すること。

イ 臨時運行

原子力防災訓練等の実施時には、車両保管場所から発注者の指示する場所まで車両運行を行うこと。その際、運行記録の提出及び費用の請求は、アと同様に行うこと。

臨時運行は、年2回（8時間程度）を予定している。

(3) 体制整備

受注者は、本業務履行に必要な体制を整備すること。

(4) 給油

車両運行後においては必ず給油することとし、その給油は、車両保管場所に帰車する直前に行うこと。なお、給油代金は発注者の負担とする。

4 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

5 完了報告及び検査

受注者は、四半期毎の本業務を完了した日から20日以内に別紙1「委託業務実施報告書」を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

ただし、第4四半期については、業務完了と同時に提出すること。

なお、委託業務実施報告書には、下記資料を添付し提出するものとする。

(1) 車両運行記録（運転者、実施時間、走行距離等を記載）

(2) 給油明細（種類、数量、金額等を記載）

6 委託料の支払

受注者は、5の完了報告が適正と認められた後、四半期毎に速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。

その際の請求金額は、3に示す業務毎の単価に、実績の時間、回数又は月数を乗じて得た金額の合計金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

7 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

8 注意事項

(1) 受注者は、道路交通法を遵守し、交通事故等には十分に注意するものとする。

(2) 受注者は、車両の修理、消耗品等の購入・交換を行う場合は、発注者の承諾を得た上で、実施するものとする。

9 自動車保険

(1) 発注者は、自動車損害賠償責任保険（強制保険）のみに加入している。

(2) 本業務履行に当たり、自動車保険（任意保険）の加入が必要な場合は、以下の条件を基準に受注者の負担において加入すること。なお、受注者が自動車保険（任意保険）に加入しない場合は、発注者が以下の条件で自動車保険（任意保険）に加入する。

ア 対人保険金額 2,000万円

イ 対物保険金額 100万円（免責金額3万円）

- (3) 受注者は、自動車保険（任意保険）の加入の有無を発注者に連絡すること。
- (4) 受注者の責任による事故の損害については、受注者は誠実に当該損害を賠償しなければならない。
- (5) 発注者は、受注者の責任によって発注者が加入する自動車保険（任意保険）を使用し等級が下がった場合、事故以前の等級に戻るまでの間、事故以前の等級の保険料との差額分を受注者に請求するとともに、免責金額についても併せて請求するものとする。

1 0 車両又は車両に掲載する機器に係る損害請求

発注者は、受注者の責任により、車両又は車両に掲載する機器が使用できなくなった場合、代替措置を講じるために要した実費用について受注者に請求するものとする。

1 1 その他

- (1) 受注者は、以下の内容を記載した書類を契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を得ること。
 - ア 業務実施の体制
 - イ 連絡先一覧
 - ウ その他必要事項
- (2) 車両に掲載している機器は、検査測定用の精密機器であるため、運行に際しては振動や衝撃に注意し、安全運行に努めること。フロント及びリアにはエアーススペンションを搭載しているため、必要に応じて使用するとともに、車庫入れ等の時には車高を注意すること。
- (3) 車両等を損傷させた場合、速やかに発注者に報告すること。
- (4) 運行において修理、消耗品等が必要になった場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の承諾の上で実施し、その費用については、発注者の負担とし、実績額を請求すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めること。

(参考資料)

令和8年度原子力防災車両（移動式ホールボディカウンタ車）運行業務に係る業務料算出内訳

(1) 車両運行費

| 名称 | 摘要 | 予定数量 | 単位 | 備考 |
|------|------------------|------|----|-----------|
| 車両運行 | 移動式ホールボディカウンタ車1台 | 12 | 回 | 1回/月×12か月 |

(2) 緊急時等運行費

原子力施設の緊急時及び原子力防災訓練の実施等に伴う臨時運行について、出動費、運転費及び待機費の単価に実績（回数及び時間）を乗じた金額を支払うもの。

| 名称 | 摘要 | 予定数量 | 単位 | 備考 |
|---------------|----|------|----|----|
| 緊急時運行 臨時運行 | | | | |
| ア 出動費 | | 2 | 回 | |
| イ 運転費 | | 8 | 時間 | |
| ウ 待機費 | | 10 | 時間 | |

(3) 体制整備費

| 名称 | 摘要 | 予定数量 | 単位 | 備考 |
|------|------------------|------|----|----|
| 体制整備 | 移動式ホールボディカウンタ車1台 | 12 | 月 | |

別紙1

委託業務実施報告書

鳥取県知事 平井 伸治 様

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

1 実績額 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)
※内訳を添付すること

2 車両運行
移動式ホールボディカウンタ車W-02

| 業務 | 期間・実施日 | 数量等 |
|----------------|-----------|------|
| 車両運行・緊急時運行等 | 令和 年 月 日～ | km走行 |
| | 令和 年 月 日 | |
| | 令和 年 月 日～ | km走行 |
| | 令和 年 月 日 | |
| メーター(各運行業務終了時) | | Km |
| 給油 | 令和 年 月 日 | ℓ |
| | 令和 年 月 日 | ℓ |
| その他 | 令和 年 月 日 | |

3 添付資料(任意様式)

- 車両運行記録
- 給油明細